

1 過去の事例

(1) 本件に関連・類似する第一次産業関係の法的措置及び警告事例（最近10年間）

<p>件名 (措置年月日) (適用法条)</p>	<p>内容</p>
<p>令和5年(認)第2号 福岡有明海漁業協同組合連合会に対する件 (令和5年6月27日 確約計画の認定)</p>	<p>公正取引委員会は、福岡有明海漁業協同組合連合会（以下「福岡有明漁連」という。）に対し、福岡有明漁連の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、福岡有明漁連から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ 福岡有明漁連は、漁協を通じて、生産者から乾海苔の販売を受託し、当該乾海苔を、自らが実施する乾海苔の入札により指定商社に販売しているところ、次の行為を行っている。</p> <p>(1) 漁協を通じて、生産者に対し、生産した乾海苔の全量を生産者が所属する漁協に出荷する旨の条件を定めた誓約書に記名押印させるとともに、当該誓約書に定めた条件を遵守するよう要請している。</p> <p>(2) 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量を自らに出荷する旨の条件を覚書として定めるとともに、当該覚書に定めた条件を遵守するよう要請している。</p> <p>(3) 指定商社に対し、自らが実施する入札に付した乾海苔以外に、生産者が生産した乾海苔の買付けを行わない旨の条件を、自らが構成員となっている九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）において書面により定めるとともに、書面に定めた条件を遵守するよう要請している。</p> <p>(4) 自らが構成員となっている九州共販協議会において、自らが実施する入札に付したものの、最も高い入札価格が基準価格に満たなかった乾海苔について、当該乾海苔を生産した生産者の意向を確認することなく、当該乾海苔を処分することとしている。</p>
<p>あきた北農業協同組合及び(株)本家比内地鶏に対する件 (令和元年7月3日 警)</p>	<p>平成17年4月頃から平成31年1月頃までの間、部会員が生産する比内地鶏の販売に関して、次の行為により、不当に拘束する条件を付けて取引していた疑い。</p> <p>部会員との間で</p>

件名 (措置年月日) (適用法条)	内容
告) (独占禁止法第19条 (一般指定第12項〔拘束条件付取引〕))	(1) あきた北農業協同組合の指定する出荷先以外への出荷が無い者であること、比内地鶏の雛の数量に係るあきた北農業協同組合の定める導入計画を遵守できる者であること等の条件を満たす者と取引する旨 (2) 前記(1)に違反した場合には契約を解除して出荷停止ができる旨 等を内容とする「比内地鶏委託販売契約書」と称する3者連名の契約を締結した上で <ul style="list-style-type: none"> ・ 前記(1)の出荷先を本家比内地鶏に限定する ・ 前記(1)の導入計画における雛の数量を本家比内地鶏の販売計画に合わせて調整する などにより、部会員に対し、生産した比内地鶏を本家比内地鶏以外に出荷しないようにさせるとともに、導入する比内地鶏の雛の数量を遵守させている疑いのある行為を行っていた。
平成30年(措)第7号 大分県農業協同組合に対する件 (平成30年2月23日 排除措置命令) (独占禁止法第19条 (一般指定第4項〔取引条件等の差別取扱い〕))	大分県農業協同組合は、こねぎの販売受託に関し、個人出荷を理由として味一ねぎ部会を除名された5名に対して、味一ねぎに係る販売事業及び集出荷施設に係る利用事業を利用させない行為を行っている。
平成29年(措)第7号 土佐あき農業協同組合に対する件 (平成29年3月29日 排除措置命令) (独占禁止法第19条 (一般指定第12項〔拘束条件付取引〕))	土佐あき農業協同組合は、なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。 (2) 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収された系統外出荷手数料(農協以外の事業者に対する販売金額の3.5%)について、自らの販売事業の経費(農協職員の人件費等)に充当していた。

件名 (措置年月日) (適用法条)	内容
	<p>(3) 支部園芸部の定めた罰金等(注)を收受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。</p> <p>(注)一部の支部園芸部においては、支部員がなすを生産した場合に通常収穫できる見込みを立てた上で、園芸連へのなすの出荷重量が一定重量に満たなかった支部員から、当該満たない重量に重量当たりの一定額を乗じた金額を罰金等として徴収する旨を定めていた。</p>

(2) 漁業関係の主な注意事例（令和元年度以降）

- ・ 漁業協同組合Aは、Aに漁獲物を出荷する組合員に対し、A以外へ漁獲物を出荷した場合に「手数料」と称して金銭を徴収することとしていた（令和元年度 九州事務所）。
- ・ 養殖漁業者を部会員とする団体Bは、部会員が消費者に提供又は販売する水産物の価格を決定していた（令和2年度 九州事務所）。
- ・ 漁業協同組合Cは、組合員に対し、養殖した水産物Xの個人売買を禁止し、Cに全量出荷するよう要請していた（令和2年度 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室）。
- ・ 漁業協同組合Dは、組合員に対し、漁獲した水産物をDが開設した市場以外の場所で販売することを禁止していた（令和3年度 東北事務所）。
- ・ 加工組合Eは、F漁業協同組合をして、Fが運営する魚市場のせりに特定の買受人が参加できないようにしていた（令和3年度 中部事務所）。
- ・ 加工組合Eは、組合員（加工販売業者）に対し、買い付けた漁獲物を生食用として販売することを制限していた（令和3年度 中部事務所）。
- ・ 漁業協同組合Gは、組合員に対し、漁獲物をG以外に出荷することを禁止していた（令和3年度 近畿中国四国事務所）。
- ・ 漁業協同組合Hは、組合員に対し、水揚げした漁獲物の全量をHに出荷するよう要請していた（令和3年度 九州事務所）。
- ・ 漁業協同組合Iは、組合員に対し、漁獲した全ての水産物をIに出荷するよう要請していた（令和3年度 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室）。
- ・ 漁業協同組合Jは、漁獲した水産物をJに出荷する組合員に対し、J以外へ水産物を出荷する場合には手数料を徴収することとしていた（令和3年度 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室）。
- ・ 漁業協同組合Kは、共同販売事業を利用せずに、自ら水産物を販売（漁協外販売）した組合員から、漁業外販売に係る売上額の一定率額を手数料として徴収していた（令和4年度 東北事務所）。
- ・ 漁業協同組合Lは、系統外出荷を行う組合員に対し、系統外出荷に係る手数料を徴収していた（令和4年度 東北事務所）。
- ・ 漁業協同組合Mが、組合員との間で、漁業権の行使を認めるに当たって全量出荷を条件とする内容の契約を締結していた（令和4年度 九州事務所）。
- ・ 漁業協同組合Nは、組合員に対し、組合員が漁獲した水産物の全量を原則Nに出荷させることを条件とし、N以外に出荷して販売（漁協外販売）した組合員から、漁協外販売に係る売上額に一定率を乗じた額を手数料として徴収していた（令和5年度 中部事務所）。
- ・ 漁業者を組合員とする任意団体Oは、組合員に対し、漁獲した水産物を組合員自らが卸売業者等に直接販売することを規約で禁止していた（令和5年度 四国支所）。

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ハ （略）

ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ・ヘ （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

② （略）

○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（拘束条件付取引）

12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。